

横浜市給付費システム

Ver1.38.1 主な変更点

本資料について

本資料では、Ver1.38.1 で対応した主な変更点と、対象施設・対応時の注意事項をご案内します。

変更点は次の 2 点です。

No.	画面・機能	対象施設	変更内容
1	給食実施加算	認定こども園（1 号園児） 幼稚園（1 号園児）	給食実施加算の計算式を修正
2	請求明細作成	全施設	未登録の請求明細作成時の前月入力内容の複写範囲を変更

ご確認ください

施設種別によって、対応が必要な変更点が異なります。

各項目の「対象施設」をご確認ください。

1. 給食実施加算計算式の修正対応

対象施設

対象	・ 認定こども園（1号園児） ・ 幼稚園（1号園児）
対象外	・ 保育園 ・ 小規模保育園

※注意

保育園・小規模保育園は今回の修正には該当しないため、この修正に関する過誤対応は必要ありません。

変更内容

令和7年度からの給食実施加算の計算式に一部誤りがあったため、計算式を修正しました。

過誤対応が必要な期間

対象期間	令和7年4月分から令和7年12月分まで
------	---------------------

※過誤請求について

令和8年6月早期フロー以降に対象の施設で児童明細の過誤対応をした施設については、横浜市の指示に従って過誤対応を行ってください。

2. 請求明細作成画面の修正対応

対象施設

全施設

対象メニュー

メインメニュー → 請求明細作成（kintone 用メニュー）

変更内容

未登録の請求明細を作成する際、「延長保育利用料保護者負担額」以外の前月入力内容を複写するように変更しました。

ポイント

前月の入力内容を利用して請求明細を作成できます。ただし、「延長保育利用料保護者負担額」は複写されません。必要に応じて当月分を入力してください。

画面イメージ

前月の入力例

翌月の作成例

図：請求明細作成画面の例

※入力後の確認

複写された内容が当月の請求内容として正しいことを確認し、必要な項目を修正してから登録してください。